



地域安全ニュース

令和5年11月



「投資」や「ビジネス」をかたった 「マルチ商法」に注意してください！



知人や友人、SNSやマッチングアプリで知り合った人などから、数百万円を出資して商品販売の代理店契約をし、さらに新たな出資者を紹介すれば、配当金と紹介手数料が得られるという「儲け話」をもちかけられたが、配当金等は支払われず、相手とも連絡がつかなくなったという被害が発生しています。

「マルチ商法（取引）」とは

化粧品や健康食品といった商品を販売して「人に商品を販売すれば配当を得られる」などと勧誘して、次は自分が買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に拡大させていく商法のことを言います。

「ネットワークビジネス」と呼ばれることもあります。

代表的なセールストーク

- 「必ず儲かります。」 「必ず元本は保証します。」
- 「会員を増やせば、簡単に高配当を得ることができます。」
- 「月に〇百万円の利益をあげている人もいます。」
- 「あなただけに特別に紹介します。」

被害に遭わないためのポイント

- ① 「必ず」「確実」「簡単」「楽して」はウソ。そんな儲け話はありません。まず疑いましょう！
- ② 知人や友人などから勧誘されても、きっぱりと断りましょう！
- ③ 契約は一人で決めず、家族などにも相談しましょう！

マルチ商法は、「特定商取引法」で「連鎖販売取引」として規制されている販売形態で、クーリング・オフ(契約の解除)の対象となります。

京都府警察本部 生活保安課

電話 075 - 451 - 9111

